

新市建設計画（変更案）への意見募集

市では、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債特に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、合併特例債の発行期間が延長可能となったことを受け、旧八戸市・旧南郷村の合併に際し策定した「新市建設計画」の計画期間の延長等を行うため、このたび本計画の変更案を作成しました。

つきましては、本計画（変更案）について、市民の皆様から下記のとおり御意見を募集いたします。

※新市建設計画（変更案）の概要については、裏面をご覧ください。

■募集期間	令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）（必着）
■提出方法	別紙の意見記入様式、または任意様式（氏名・住所・電話番号を明記）により、郵送、FAX、電子メールまたは持参で御提出をお願いします。
■提出先	八戸市 政策推進課 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1-1 八戸市庁本館4階 Eメール：seisaku@city.hachinohe.aomori.jp F A X：0178-47-1485
■資料	○新市建設計画（変更案） ○意見記入様式 資料は市庁、地区公民館等で閲覧・配布しているほか、八戸市のホームページにも掲載しています。 http://www.city.hachinohe.aomori.jp/ (市HP内検索フォームで「新市建設計画 意見募集」と検索)
■閲覧・配布場所	○市庁本館・別館案内、政策推進課 ○南郷事務所 ○各市民サービスセンター ○各地区公民館
■その他	・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。 ・提出された御意見及び御意見への対応方針について、後日、個人情報を除き市ホームページで公表する予定ですので、御了承ください。 (個別の回答は行いません。)

問い合わせ先：八戸市 総合政策部 政策推進課

TEL:0178-43-9248 FAX:0178-47-1485

e-mail:seisaku@city.hachinohe.aomori.jp

新市建設計画（変更案）の概要

1. 新市建設計画について

旧八戸市と旧南郷村の速やかな一体化を促進し、それぞれの魅力を活かしたまちづくりを進めるため、合併特例法に基づく市町村建設計画として、合併後の新市の将来都市像や都市づくりの基本方針等について定めた計画です。

本計画に位置付けた事業については、合併特例法に基づき、地方債（合併特例債）を活用することができます。

2. 変更の理由

新市建設計画の計画期間は、平成 17 年度から令和 6 年度までの 20 年間としておりましたが、平成 30 年 4 月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債特に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、合併特例債の発行期間が延長可能となったことを受け、合併特例債の有効活用を通じ、現計画の掲載事業の一層の推進を図るため、計画期間の延長等を行うものでもあります。

3. 計画記載内容の変更点

計画期間の延長のために必要となる部分を中心に、変更しております。

○ 主な変更点

項目	変更前	変更後
計画期間	平成 17～36 年度（20 年間）	平成 17～令和 11 年度（25 年間）
人口等統計値	平成 22 年国勢調査値等	令和 2 年国勢調査値等を追加
財政計画	平成 17～36 年度（20 年間）	平成 17～令和 11 年度（25 年間） （令和 4 年度までは実績値）

4. 主要事業

現計画に掲載する主要事業については、引き続き掲載します。

※詳細については、「付属資料（案）」をご覧ください。